



# 後期高齢者医療制度 被保険者(75歳以上)の皆さまへ



## 7月は切り替えの時期です!!

その1

### 「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限が切り替わります

平成27年8月から被保険者証が切り替わります（有効期限が平成28年7月31日となります）。

新しい被保険者証は、7月下旬までに、市役所から郵送または窓口等で交付します。

被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

その2

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」も切り替わります

住民税非課税世帯等（低所得Ⅰ・Ⅱ）に該当される方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関等で入院・受診の際に窓口へ提示すると、月額自己負担額が限度額までの負担となります。ただし今までに減額認定証の申請を行ったことがある方で、平成27年度も引き続き住民税非課税世帯の方は、申請がなくても被保険者証と一緒に郵送します。

※平成27年度住民税課税世帯の方については、減額認定証の認定要件に該当しません。

※世帯構成員に平成27年度所得未申告の方がいる場合は、今までに減額認定証の申請を行ったことがある方でも郵送しません。申告が必要です。申告により住民税非課税世帯となった場合、窓口にて限度額認定証の申請をしてください。

限度額認定証の  
申請に必要なもの

■身分証明書

■被保険者証

■限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方）

■印鑑

問合せ：国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎893-4411 内線152

## 7月から国民健康保険税・後期高齢者 医療保険料の納付が始まります！



平成27年度の国民健康保険税の納付は、翌年2月までの8期払い  
後期高齢者医療保険料の納付は、翌年3月までの9期払いです。

保険税・保険料の納付につきましては、県内および全国のコンビニエンスストアでも納めることが可能です。納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、早めの納付をお願いします。国民健康保険課までお気軽にお問い合わせ下さい。

※平成27年度の申告はお済みでしょうか。申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

問合せ：国民健康保険課

保険税係  
後期高齢者医療係

☎893-4411

☎893-4411

内線142～145

内線146